

福山市子ども読書活動推進計画



子どものそばに いつも 本を

2010年（平成22年）8月

福 山 市

福山市教育委員会

目 次

第1章	はじめに	1
1	策定の趣旨	1
2	国の動き	3
3	県の動き	3
第2章	基本的な方針	5
1	目標	5
2	基本方針	5
3	計画の期間	6
4	計画の対象	6
第3章	家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進	7
1	家庭における子どもの読書活動の推進	7
2	地域における子どもの読書活動の推進	10
(1)	地域における子どもの読書活動の推進	10
(2)	図書館における子どもの読書活動の推進	12
3	保育所(園)・幼稚園・学校における子どもの読書活動の推進	15
(1)	保育所(園)・幼稚園における子どもの読書活動の推進	15
(2)	学校における子どもの読書活動の推進	17
第4章	子どもの読書活動推進体制の整備と広報活動による啓発	19
1	子どもの読書活動推進体制の整備	19
2	広報活動による啓発	19
	【用語解説】	21

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けて行くうえで重要なものです。

今日、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しており、テレビ、ビデオ、DVD、インターネット、携帯電話などのさまざまな情報メディアが急速に発達・普及したこと、さらには、子どもの生活環境の変化や乳幼児期からの読書習慣が形成されていないことなどによる子どもの「読書ばなれ・活字ばなれ」が指摘されてきました。

この状況に対処するため、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定、地方公共団体は法律や計画を踏まえた子どもの読書活動を推進するための様々な取組みを行ってきました。

「第55回学校読書調査」（全国学校図書館協議会 2009年度(平成21年度)報告)によると、10年前の調査と比較し、1か月に読んだ本の冊数が、小学生で、7.6冊から8.6冊へ、中学生で1.7冊から3.7冊へ、高校生で1.3冊から1.7冊へと増加しており、1か月に1冊も読まなかった子どもの割合は、小学生で11.2%から5.4%へ、中学生で48.0%から13.2%へ、高校生で62.3%から47.0%へと大きく減少しています。

全国各地のさまざまな取組みにより、「読書離れ・活字離れ」現象が改善されつつあるのではないかと考えられます。

本市においては、これまでも乳幼児健康相談の機会を捉えて乳幼児期からの読書の重要性を保護者に伝える「絵本と出会うふれあい事業」(注1)、図書館での児童図書整備や「おはなし会」(注2)の開催、学校での「朝の読書活動」(注3)やブックリストの作成、公民館や保育所での絵本の「読み聞かせ」(注4)や図書の貸出などの取組みを行ってきています。

このたび、家庭、地域(公民館など)、学校(保育所・幼稚園など)で取り組んできた活動を総合的・体系的にまとめ、今後の施策の方向性を示すことにより、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができる読書環境を整備し、子どもに対する読書活動を計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

なお、計画の策定に当たっては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」、 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、及び「広島県子どもの読書活動推進計画―ことばの力を育てる読書活動をめざして―」をふまえ、「第四次福山市総合計画」(注5)や「福山市学校教育ビジョンⅢ」(注6)などとの整合を図りました。

2

国の動き

国においては、読書の重要性を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため2000年（平成12年）を「子ども読書年」と定め、2001年（平成13年）には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。この法律では子どもの読書活動に関して、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。さらに翌年には、この法律により策定が求められた「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を公表しました。

2005年（平成17年）には、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とした「文字・活字文化振興法」が制定されました。

また、その5年目となる2010年（平成22年）は、あらたに「国民読書年」とし、学校・図書館を中心としたさらなる進展を図ることとしています。

3

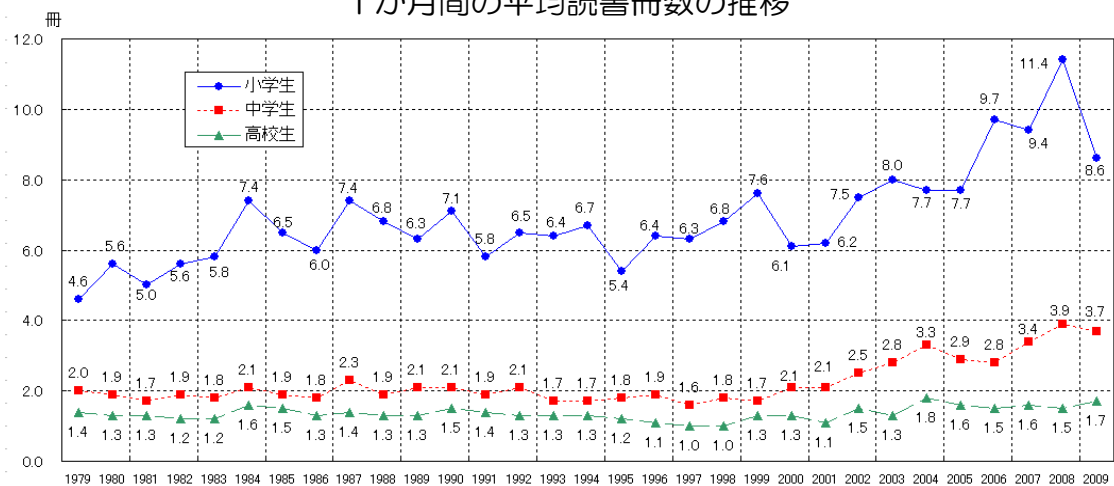
県の動き

県においては、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の公表を受けて、県の教育方針をふまえるなかで、2003年（平成15年）に「広島県子どもの読書活動推進計画―ことばの力を育てる読書活動をめざして―」（第一次計画）を策定し、さまざまな事業を展開するとともに、計画の期間の終了に伴い、そ

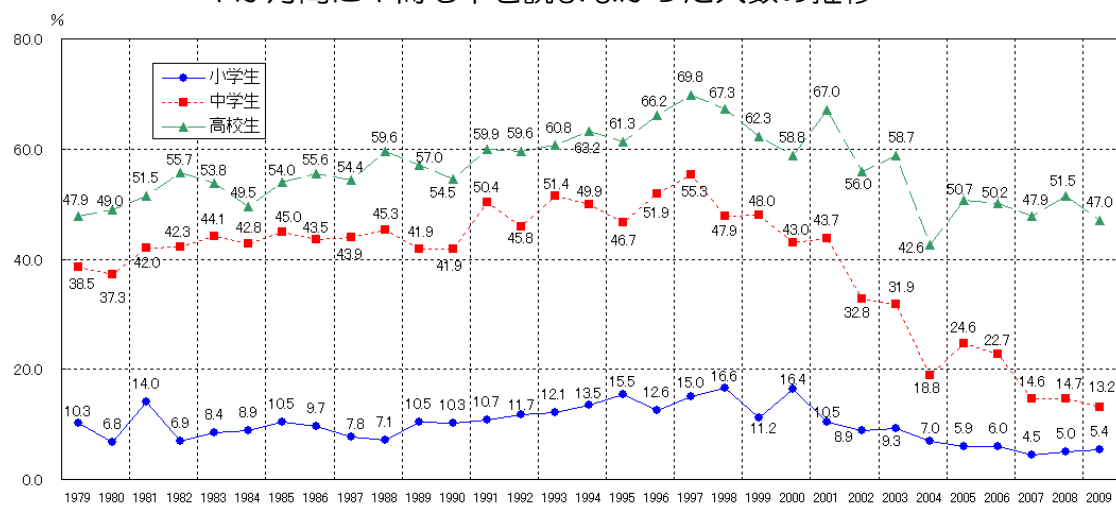
の成果と課題を整理し、今後の施策の基本方針と具体的な方策を明らかにした「広島県子どもの読書活動推進計画ーことばの力を育てる読書活動をめざしてー」（第二次計画）を2009年（平成21年）に策定しました。

「第55回学校読書調査」（各年5月）

1 か月間の平均読書冊数の推移



1 か月間に1冊も本を読まなかった人数の推移



第2章 基本的な方針

1

目 標

子どものそばに いつも 本を

2

基本方針

- (1) 家庭・地域・学校における子どもの読書環境の整備を図ります。
- (2) 子どもの自主的な読書活動を支援します。
- (3) 子どもの読書について保護者等への啓発に努めます。

(1) 家庭・地域・学校における子どもの読書環境の整備を図ります。

子どもの読書活動を推進するためには、社会全体で取り組む必要があります。子どもの生活に密接に関係する家庭・地域・学校で、それぞれの役割を果たすなかで、子どもの読書環境の整備を図ります。

(2) 子どもの自主的な読書活動を支援します。

読書は、一人ひとりが自分で読みたい本を発見する営みでもあります。子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう支援します。

(3) 子どもの読書について保護者等への啓発に努めます。

子どもがみずからすすんで読書ができるようにするためには、子どもに読書の楽しさや面白さを伝えることができる保護者の果たす役割が重要です。保護者をはじめ、子どもの周りにおとなに対して、子どもの読書の意義などについて啓発に努めます。

3 計画の期間

この計画の期間は、2010年度(平成22年度)から、2014年度(平成26年度)までの5年間とします。

4 計画の対象

この計画の対象は、おおむね18歳までの子どもとその保護者とします。



第3章 家庭・地域・学校等における子どもの 読書活動の推進

1

家庭における 子どもの読書活動の推進

【目標】

家庭は、子どもの成長にとって最も大切な場所です。子どもにとっての読書は、乳児期のことばの体験(ことばの獲得)から始まります。子どもが読書習慣を身に付けるうえでは、日常の家庭における家族のふれあいや、読書体験をはじめとする様々な体験は大きな役割を果たします。

ゲームやテレビなどの機械を通した声ではなく、日々の言葉かけや語り合い、読み聞かせや「読書の時間」を設けるなど、読書に対する興味や関心を持たせ習慣づけていくことが重要です。

子どもが、発達段階に応じた本に出会い、豊かな心を育むためには、日常の中に本があり、読書の喜びを分かちあえるおとなの存在が必要です。家庭における読書活動を推進するために、保護者への啓発を図ります。

【現状と課題】

近年、乳幼児期における本との出会いは大切なものとして関心が高まっています。福山市でも、健康推進課及び各支所の保健事業実施課と図書館が連携し、乳幼児健康相談時に保護者と子どものコミュニケーションを豊かにする絵本の読み聞かせや、ふれあいの楽しさを伝える「絵本と出会うふれあい事業」を2002年(平成14年)から実施しています。

また、子育て応援センターや公民館などでも、乳幼児とその保護者を対

象とした講座やおはなし会が、定期的に行われています。

情報提供としては、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」(注7)において、図書館からのおすすめ絵本を紹介した小冊子「あかちゃん・えほん・だいすき」や、「あかちゃんといっしょのおはなし会」(注8)のちらしを配布し、読み聞かせの大切さを伝えています。また、放課後子ども教室の広報紙「げんき情報局」を、市内の保育所(園)・幼稚園、小学校、中学校の全員に毎月配布しています。今後、ますます家庭への働きかけと、読書環境の整備に取り組む必要があります。



乳幼児健康相談にて



【今後の取組み】

- ア 啓発リーフレットや推薦図書リストなどの充実
- イ 子どもの本に関する講座やおはなし会の充実
- ウ 家庭での読書のすすめ

ア 啓発リーフレットや推薦図書リストなどの充実

保護者に、読書の重要性を認識し、知識を深めてもらうとともに、図書館の利用を促すリーフレットやおすすめ図書リストを充実し、さまざまな機会に配布します。

イ 子どもの本に関する講座やおはなし会の充実

子どもの発達段階に応じて、保護者に読書の重要性を伝える講座やおはなし会を充実します。

ウ 家庭での読書のすすめ

読書の楽しさと、読書によってもたらされる豊かな心を育む時間を保護者と子どもで分かちあうことの大切さを伝えていきます。



2

地域における 子どもの読書活動の推進

(1) 地域における子どもの読書活動の推進

【目標】

公民館図書室や地域文庫(注9)は、地域の中で本に接することができ、保護者同士の交流や学習の機会を提供することで、地域に密着した読書活動を推進することができます。

地域で開かれるおはなし会などの行事に参加することによって、読書に親しむきっかけになるとともに、子どもは読書の喜びを分かちあう友達や、本の世界へ案内してくれるおとなに出会うこともあります。

地域のすべての子どもたちが読書に親しむために、おはなし会や講座等の機会の提供に努めます。

【現状と課題】

公民館やコミュニティセンター・館では、子どもに読書の楽しさを伝えるとともに、保護者への啓発を図るため、本の貸出やおはなし会、講座などの行事を開催しています。

参加者の拡大、読み聞かせのボランティアの確保、発達段階に応じた本の選定等が求められています。



公民館図書室での貸出のようす



【今後の取組み】

- ア おはなし会などの行事の充実
- イ 広報活動の充実
- ウ 図書ボランティアの育成・支援
- エ 読書活動の支援

ア おはなし会などの行事の充実

工作教室などの他の行事に合わせて、おはなし会などを行い、子どもたちが本に触れる機会を増やします。

イ 広報活動の充実

公民館だよりなどで事業内容を広く知らせ、図書室の利用促進を図ります。

ウ 図書ボランティアの育成・支援

行事や本の貸出を行うボランティアの育成・支援に努めます。

エ 読書活動の支援

図書館からの団体貸出などにより、公民館図書室や地域文庫などの読書活動を支援します。



公民館での読み聞かせ

(2) 図書館における子どもの読書活動の推進

【目標】

図書館は子どもたちにとっては、自由に本とふれあえ、読書の喜びを知る施設であり、保護者にとっては、子どもの本を選んだり、子どもの読書の相談ができる場所です。子どもの自発的な図書館利用の促進に努めます。

また、子どもの読書活動をさらに推進していくために、図書館の魅力などを情報発信するとともに、幅広くニーズを把握するなかで、設備・資料の充実を図ります。

【現状と課題】

福山市の図書館は、7館で構成し、各館に児童コーナー・ヤングコーナー等を設置して乳幼児から青少年にいたるまでのサービスを行っています。

各館で、子どものための図書の収集・提供をはじめ、おはなし会や講座等を実施するとともに、読書相談に応じています。また、館外へも出向き、保育所や学校でおはなし会や講座を実施するなかで、図書館の利用を促すとともに本の楽しさを伝えています。



【今後の取組み】

- ア 講演会やおはなし会等の充実
- イ 図書の実
- ウ 団体貸出の充実
- エ ホームページを活用した情報発信

ア 講演会やおはなし会等の充実

子どもの読書の重要性や、読書環境を整備することの大切さについて、講座、講演会、おはなし会などを実施し、保護者等への啓発に努めます。

イ 図書の充実

児童コーナーやヤングコーナーの図書の充実を図り、外国語を母国語とする子どもたちや、障がいのある子どもたちを支援する図書の充実に努めます。

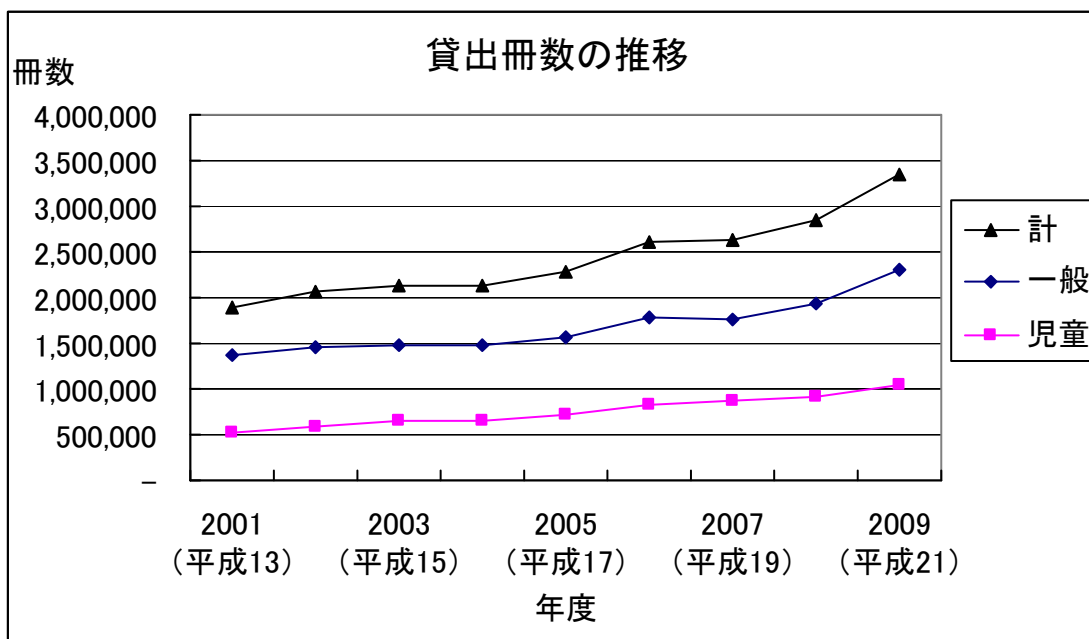
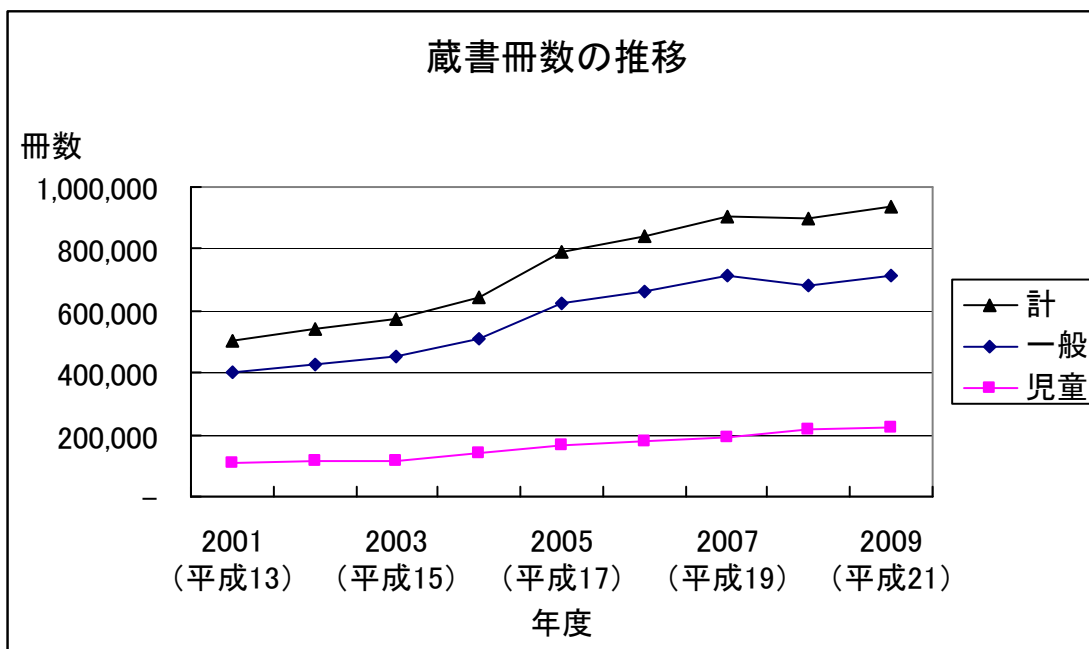
ウ 団体貸出（注10）の充実

学校、公民館、文庫グループなどへの団体貸出を充実します。

エ ホームページ等を活用した情報発信の充実

図書館のホームページや図書館だより等を活用して、子どもの読書に関する情報提供の充実を図ります。

福山市図書館統計



（１）保育所（園）・幼稚園における子どもの読書活動 の推進

【目標】

子どもたちが一日の多くを過ごす保育所（園）・幼稚園の役割は大きく、絵本や図鑑などにふれ、読書活動の基礎を築く場となります。発達段階に応じた本との出会いは、子どもたちの多様な興味や好奇心を刺激し、想像力や考える力と言葉を育てます。

保育所（園）・幼稚園での読み聞かせの経験が、家庭に広がるよう、保護者等への啓発に努めます。

【現状と課題】

保育所（園）・幼稚園において、絵本の読み聞かせや、家庭への貸出や、ボランティアによる読み聞かせなど地域との連携にも努めています。図書館や読書サークルと連携するなかで、保護者向けの講演にも取り組んでいます。

さらに、発達段階に応じて資料の充実を図るとともに、家庭で読み聞かせなど保護者等への情報提供が求められています。



【今後の取組み】

ア 保育所（園）・幼稚園の読書活動の支援

イ 子どもの読書について保護者等への啓発

ア 保育所（園）・幼稚園の読書活動の支援

図書館からの団体貸出などにより、読書活動を支援します。

イ 子どもの読書について保護者等への啓発

参観日などの行事をとおして、保護者に読み聞かせの大切さを伝えるとともに、家庭で子どもと一緒に本に親しめるよう、子どもの読書に関する情報を提供し保護者等への啓発を図ります。



5歳児への読み聞かせ



1歳児への読み聞かせ

(2) 学校における子どもの読書活動の推進

【目標】

学校は、子どもの読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っています。学校図書館においては、学校教育における児童、生徒の学びを支援する必要があります。

児童、生徒が、学習・生活面での基盤となる「ことばの力」を獲得し、主体的・意欲的な学習活動や読書活動を支えるために、学校図書館の充実を図ります。

【現状と課題】

朝の時間等でことばタイム（注1 1）を実施している学校は小学校で100%、中学校で69.4%、「朝の読書」を実施している学校は小学校・中学校とも100%であり、「本を読むのが好き」と答える児童生徒の割合は増えており、「家庭で読書しない」と答える児童生徒は減少しています。これらのことから、学校での「ことばの力」を身に付けさせる取組は定着しつつあり、継続的な取組が求められます。

【今後の取り組み】

ア 「本を読むきっかけ」の充実

ア 「本を読むきっかけ」の充実

これまでの活動の充実を図るとともに、図書館との連携、推薦図書の設定、読書ボランティアによる読み聞かせ・ブックトーク（注1 2）・ストーリーテリング（注1 3）などによる「本を読むきっかけ」の充実を図ります。

また、PTA・保護者と連携してテレビを見ない日の設定や家庭読書の推進などを図ります。

広島県「基礎・基本」定着状況調査における児童生徒質問紙調査結果より
(福山市)

本を読むのが好き (%)

区 分		あてはまる	あてはまらない
小学校 (5年生)	2008年(平成20年)	78.3	21.7
	2009年(平成21年)	80.7	19.3
中学校 (2年生)	2008年(平成20年)	69.4	30.6
	2009年(平成21年)	73.9	26.1

1週間、家庭で読書をする時間 (%)

区 分		読まない	1時間未満	2時間未満	3時間未満	3時間以上
小学校 (5年生)	2008年 (平成20年)	16.5	37.3	24.4	9.9	12.0
	2009年 (平成21年)	15.9	37.6	25.2	9.4	11.8
中学校 (2年生)	2008年 (平成20年)	34.3	31.5	17.1	8.2	8.8
	2009年 (平成21年)	33.0	32.5	17.9	7.6	9.0



第4章 子どもの読書活動推進体制の整備と 広報活動による啓発

1

子どもの読書活動 推進体制の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、家庭・地域・学校等の連携が必要です。

図書館をはじめ、行政の関係部局や関係機関との連携を図り、子どもの読書活動推進体制の整備を図ります。

また、PTAや読書ボランティア団体等民間団体との連携・協働により、それぞれの特色を活かした事業の展開に努めます。

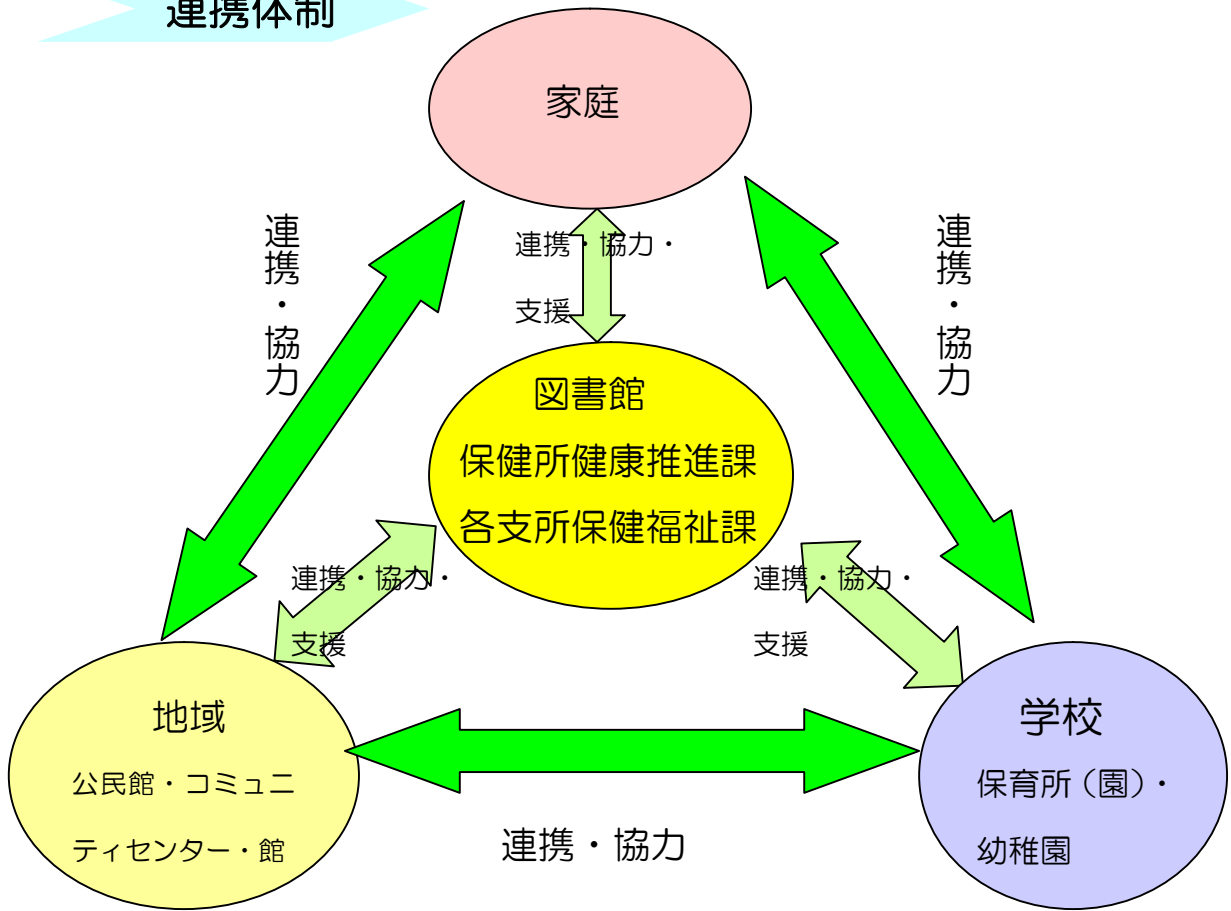
2

広報活動による啓発

本市のすべての子どもが、本に親しむことのできる環境を整備するためには、身近な施設と豊富な図書、子どもと本をつなぐ人の存在が欠かせません。

そのために、保護者に読書の重要性を伝え、読書の楽しさについて伝える必要があります。また、子どもに関わる施設や団体等が情報を共有し、連携を密にしなければなりません。本計画推進に向けて、相互に連携して関連行事の開催、ブックリストやパンフレットの配布、ホームページ等での情報提供の充実など保護者等への啓発に努めます。

連携体制



【用語解説】

(注1) 絵本と出会うふれあい事業

乳幼児健康相談の時間を利用し、図書館司書があかちゃんと絵本の出会いの大切さを話し、絵本の紹介や楽しむポイントを伝える事業です。

(注2) おはなし会

子どもたちに、お話を語ったり絵本や紙芝居を読んで聞かせる活動です。手遊びやわらべ歌などを取り入れることもあります。

(注3) 朝の読書活動

本に親しみ、読書の習慣を身に付けるため、始業前の時間を活用して一斉に読書を行う活動です。

(注4) 読み聞かせ

子どもの豊かな想像力をはぐくむため、絵本や紙芝居などの絵を見せながら読んで聞かせることです。

(注5) 第四次福山市総合計画

市制施行100周年に向けた新たなまちづくりの指針として、「人間環境都市」を基本理念に、市民とともに「にぎわい しあわせ あふれる 躍動都市～ばらのまち 福山～」をめざす計画です。

(注6) 福山市学校教育ビジョンⅢ

ばらと教育のまちをめざす全国水準の学校教育実現に向け、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「力量ある教職員」「市民から信頼される学校」の5つを重点目標とする本市の学校教育の構想です。

(注7) こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を対象に、子育て支援ボランティアや保健師などが訪問し、不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

(注 8) あかちゃんといっしょのおはなし会

乳幼児とその保護者を対象に、絵本をとおして、豊かな心をはぐくみ、ふれあうことを目的に、市内の全図書館で毎月開催している、司書が本を読み聞かせる事業です。

(注 9) 地域文庫

個人やグループが、家庭や公民館で地域の子どもやおとなを対象に、本の貸出、おはなし会、読書会などを行う読書活動です。

(注 10) 団体貸出制度

地域職域の団体、各公民館、学校等関係団体を対象に、図書等をまとめて貸し出す制度です。

(注 11) ことばタイム

朝の時間やホームルーム等の一部を活用して、言語技術、読書、視写、音読、漢字、スピーチ、暗唱等を行う系統的な活動です。

(注 12) ブックトーク

あるテーマに沿って、様々な分野の本を選び、それらを順序だてて紹介することにより、その本や読書の世界に興味をむける手法です。

(注 13) ストーリーテリング

語り手がおはなしを覚えて絵本を見ないで語ることにより、聞き手が情景をイメージするなどし、想像力をはぐくむ手法です。



福山市子ども読書活動推進計画

～ 子どものそばに いつも 本を ～

2010年（平成22年）8月

事務局 福山市中央図書館

〒720-0812 福山市霞町一丁目10番1号

電話 (084) 932-7222